

ID: 52

担当部署: 教育委員会 社会教育課

処分の概要	見学又は利用の承認（変更承認を含む。）		
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町歴史資料展示館条例 第3条第1項		
例 規 番 号	平成20年 条例第3号		
<p>【根拠条文】 (見学又は利用の手続) 第三条 聖籠町歴史資料展示館(以下「いにしえ」という。)を見学しようとする者(以下「見学者」という。)又は利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、事前に聖籠町教育委員会(以下「教育委員会」という。)の承認を受けるものとする。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、見学若しくは利用に当たり制限を課す承認をし、又は承認しないことができる。</p> <p>一 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるとき。</p> <p>二 その他施設の管理上支障があるとき。</p> <p>3 教育委員会は、いにしえの管理上必要があると認めるときは、第一項の承認に条件を付すことができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p> <p>(事例)</p> <p>一 布教活動、飲酒行為、暴力行為、破壊行為、政治活動</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日